

# 枝川小学校PTA会則

江東区立枝川小学校 P T A

〒135-0051 東京都江東区枝川3丁目5番3号  
電話 (3644)4941

# 枝川小学校PTA会則

## 第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は「江東区立枝川小学校PTA」と称する。
- 第2条 本会の事務所は枝川小学校に置く。
- 第3条 本会は会員の向上と児童の幸福を願い次の目的をもつ。  
学校と家庭間の相互融和のもとに教育の発展向上を図る。

## 第2章 活動

- 第4条 本会は第3条の目的達成のために次の活動を行う。
1. よい教育環境をつくるために必要な活動。
  2. 児童の校外生活の向上及び福祉を増進するために必要な活動。
  3. 会員相互の理解並びに文化教養を高め、健康増進を図るための活動。
- 第5条 本会は次の部を置き、活動を遂行する。
1. 校内部 主に校内における学校行事や児童のための活動のサポート及びPTA活動や学校の様子を伝える広報活動。  
部長は役員の担当副会長が兼任し、委員の中から、各活動ごとにリーダー1～2名程度、及び広報班と卒業対策班(祝う会)の担当については会計各1～2名程度を選出する。
  2. 校外部 登校班編成など児童の校外における指導と安全を図る活動。  
部長は役員の担当副会長が兼任し、委員の中から、リーダー1名・サブリーダー6名を選出する。
  3. 仲よし学級 学校及びPTA間の連絡  
代表1名以上

## 第3章 会員

- 第6条 本会の会員は、枝川小学校の児童保護者及び教職員とする。

## 第4章 役員及び委員

- 第7条 本会は次の役員及び委員を置く。
1. 役員 名誉会長1名(校長)、会長1名、副会長6～10名程度、書記4～6名程度、会計2～4名程度、会計監査2名程度を置くことができる。  
(但し、副会長、書記、会計は各々教職員1名を含み、必要により若干名増員することができる。)
  2. 役員の任期 役員の任期は原則として2年間とする。そのため、校内部及び校外部を経験したものとみなすことができる。ただし校外部は所属する登校班の委員人数が充足している時にのみ適用される。
  3. 委員 (1) 校内部委員(1～5年生クラス数×3名・6年生クラス数×2名以上及び教職員)  
(2) 校外部委員(各登校班の地区より1～5名程度及び教職員)
  4. 委員の選任 (1) 校内部 原則として、在校中、一児童につき一度(対象第二子まではこれを経験するものとする。(第三子以降必須ではない))  
(2) 校外部 原則として、在校中、一児童につき一度はこれを経験するものとする。校外部リーダーを経験した場合は、校内部の委員を経験したものとみなすことができる。
  5. 実行委員 (1) 役員(会計監査を除く)  
(2) 各部部長(校内部・校外部は各担当副会長が部長を兼任)  
(3) 校内部委員ならびに校外部委員を務める教職員

- 第8条 役員及び委員の選任は次の方法による。
1. 役員は、選考委員会において選出し、会員総会の承認を得る。  
選考委員会は、実行委員会が兼任する。
  2. 各部署委員は、各学級において互選する。
  3. 校外部は、各地区の会員の中で互選する。
  4. 各部リーダー・サブリーダー・会計は、各部署委員の互選による。
- 第9条 役員及び委員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を遂行する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故のある時は会務を代行する。
  3. 書記は総会及び実行委員会の議事を記録し、各種会合の通知など庶務一切を担当する。
  4. 会計は会長の命を受け、本会の金銭の収入支出を記録し、年度末には会計監査を経た上、決算報告をする。
  5. 各部署委員は各部署活動の積極的企画研鑽と各学級担任との密接なる連絡をはかり会務の遂行に協力する。
  6. 校外部委員は各地域の実態を把握し、学校と地域との連絡提携をはかり速やかなる会務の遂行に協力する。
- 第10条 本会に顧問・相談役・参与を置くことができる。会長は顧問・相談役・参与を必要に応じ会議に召集することができる。  
顧問はPTA会長を1年以上務め、その任を終えた者とする。  
相談役・参与は、本会のため特に実績があり、実行委員会で認められた者とする。

## 第5章 会議

- 第11条 会議は次の3種とする。
1. 総会 5月までに定期総会を開催し、前年度の活動報告と決算の承認及び当年度予算を審議し、決定する。また、役員承認を行う。
  2. 委員総会 4月に新年度の委員を選出する。なお、緊急の場合において、総会を開催できない場合、委員総会をもって総会に代替することができる。また、実行委員会において必要と認められた時は、臨時総会及び委員総会を随時開催することができる。
  3. 委員会 委員会は次の通りとして随時開催することができる。
    - (1) 実行委員会 会務の執行、緊急事項の処理、各部署活動企画の審議承認、予算案の審議
    - (2) 各部署委員会 各部署活動の積極的企画研鑽並びに実行委員会の承認を得た活動の執行をする。
  4. 開催方法 会議は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に本部役員会が定める方法により、会員に周知の上、議決権の行使が出来るものとする。  
尚、いずれの総会・委員会も開催できない場合、会議の趣旨に反しない範囲で本部役員会に一任できる。
- 第12条 校長は学校代表とし、役員並びに委員としての資格をもって各種会合に出席することができる。
- 第13条 総会の定足数は会員の5分の1とする。  
会議はすべて参加者の過半数の同意をもって決定する。  
会則改正は全会員の3分の2以上の同意を要する。

## 第6章 会計

- 第14条 会員は定められた会費を負担する。但し、1日でも在籍した場合、会費は月単位とし日割りはしない。
- 第15条 会費金額は委員総会において予算審議の時、暫定的に決定し、会員総会において承認をうける。
- 第16条 本会の経費は、会員寄金及び事業収益金をもってこれに当てる。
- 第17条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

- 付則
1. 会長は実行委員会の承認を得て、第11条3項に規定する以外に、必要に応じて特設委員会を設けることができる。
  2. 特設委員会に委員長1名、副委員長若干名を置くことができる。
  3.
    - ① 本会則は平成2年5月より発効する。
    - ② 平成6年5月改正し発効する。
    - ③ 平成7年5月改正し発効する。
    - ④ 平成8年5月改正し発効する。
    - ⑤ 平成10年5月改正し発効する。
    - ⑥ 平成12年2月改正し発効する。
    - ⑦ 平成18年5月改正し発効する。
    - ⑧ 平成23年5月改正し発効する。
    - ⑨ 平成25年5月改正し発効する。
    - ⑩ 平成27年4月改正し発効する。
    - ⑪ 平成28年4月改正し発効する。
    - ⑫ 平成29年4月改正し発効する。
    - ⑬ 平成30年4月改正し発効する。
    - ⑭ 平成31年4月改正し発効する。
    - ⑮ 令和2年5月改正し発効する。
    - ⑯ 令和3年5月改正し発効する。
    - ⑰ 令和4年5月改正し発効する。
    - ⑱ 令和4年12月改正し、令和5年4月1日発効する。  
ただし、校外部においては「令和5年度校外部委員総会」をもって、発効とする。
    - ⑲ 令和6年5月改正し発効する。